

平成 30 年 4 月 20 日

各 位

株式会社 静岡中央銀行

## 元行員による不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、高い信用と倫理観を求められる金融機関として、このような事態を招いたことについて、役職員一同、厳粛に受け止め深く反省いたしております。

また、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客さまならびに地域の皆さま、株主の皆さまに対し、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

当行営業店に勤務していた元行員（46 歳、男性）が、平成 27 年 10 月 8 日から平成 29 年 10 月 26 日の間（約 2 年間）、3 先のお客様に対して、融資借入時や融資条件変更時などに、既存借入の内入返済や手数料が必要（本来不要）などと騙し、現金（総額 1,247,870 円）を要求し詐取していたことが発覚いたしました。

平成 30 年 3 月 16 日に本件に関する問い合わせを受け、行内調査を実施したところ、当該事件が発覚したもので、詐取した現金は、自身の借入金の弁済等に充当しておりました。

#### 2. 被害に遭われたお客さまへの対応

ご迷惑をお掛けしたお客さまには、事実関係をお伝えし、深くお詫び申し上げるとともに、詐取した現金については、元行員によってお客様に全額弁済されております。

#### 3. 監督官庁等へ届出等

事件発覚後、監督官庁への報告を行い、所轄の警察署にも相談をしております。

#### 4. 人事処分

元行員につきましては、平成 30 年 4 月 11 日付で懲戒解雇処分といたしました。  
また、本件の関係者につきましても、厳正な人事処分を行いました。

#### 5. 今後の対応

当行は、法令等遵守を最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守態勢の確立に努めてまいりましたが、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の一層の充実ならびに相互牽制の強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

《本件に関するお問い合わせ先》

静岡中央銀行 経営管理部（担当：那須田・高井）

電話番号：055 - 962 - 6113

以 上